

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 8 月 19 日

札幌市長 秋元 克広

記



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課管理係（電話 011-211-2944）

2 入札に付する事項

(1) 借入名称 保険医療部カラー複合機借受

(2) 借入案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日及び借入期間

ア 納入期限 令和 6 年 10 月 1 日 午前 10 時 00 分

イ 借入期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までとする。

(4) 納入場所

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 4 階南側

札幌市保健福祉局保険医療部事務室内

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 年度～令和 7 年度札幌市入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任

された管財人を現に兼ねている場合

- (7) 仕様書に示す適合品以外の同等品でこの入札に参加する場合は、担当課において確認した同等・規格確認書を提出できること。
- (8) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。
- (9) 告示日を起点とした過去5年間において、本市その他の官公庁と同種（カラー複合機の複数年借入）契約の履行実績が複数回あること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ
- (2) 入札書の受領期限
令和6年8月29日（木）9時00分（送付による場合は必着）
- (3) 開札日時及び場所
令和6年8月29日（木）10時00分
札幌市保健福祉局保険医療部事務室内（札幌市中央区北1条西2丁目）
- (4) 入札書の提出方法
入札書は、別紙の様式にて作成し、上記1の場所に郵送又は持参により提出すること。電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

※入札者を一同に会して行う入札ではないので注意すること。

- ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年8月29日開札「保険医療部カラー複合機借受」の入札書在中」の旨を記載し、上記1あてに入札書の受領期限までに持参すること。
- イ 入札書を送付により提出する場合は、中封筒と外封筒の二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ封印し、中封筒と外封筒双方に「令和6年8月29日開札「保険医療部カラー複合機借受」の入札書在中」の旨を記載し、上記1あてに入札書の受領期限必着で送付すること。
- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法等
ア 落札者の決定
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者と

する。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (7) 詳細は入札説明書による。